

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

牧之原市長 杉本 基久雄

市町村名 (市町村コード)	牧之原市 (222267)
地域名 (地域内農業集落名)	牧之原地区 (牧之原・大寄・西萩間・東萩間・牧之原南～牧之原北(4町内会))
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月25日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

牧之原台地に広がる本地区は、そのほとんどの農地で基幹産業の茶が栽培されている。県営畑地帯総合整備事業により灌漑施設の整備が進められ、農道、防霜施設の設置なども積極的に実施されており、生産性の高い集団的農地が形成されている。

乗用型摘採機や管理機等の導入が進み、認定農業者等への農地の集積・集約も進みつつあるが、早場所に比べ摘採時期が遅いことから、用途を限定した効率な栽培を導入するため、更なる集約・大規模化が必要となる。

また、交通の要所となっている同地区は、今後、大規模な商業施設開発や住宅の誘致などが計画されており、牧之原茶園の景観の保持と総合的な土地利用が求められている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

基幹作物である茶においては、農地の集積・集約を行い、乗用型摘採機での作業が可能となるよう取り組むとともに、消費者のニーズに合わせた茶の生産、製造が求められる。リーフ、ドリンク用契約栽培等が混在しているエリアでは、摘採時期や防除時期等を考慮しつつ、牧之原茶園の景観の保持と総合的な土地利用を考慮したゾーニングを話し合っていく。

また、茶の繁忙期を避けた、柑橘や自然薯などへの作物転換も、経営安定化に向けて、検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	246 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	243 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

今後10年において、中心経営体を主とした担い手が最低限残したい農地を区域として設定する。
各種補助事業受益地については区域に設定している。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
茶については、中心経営体の耕作地マップを作成し、可視化して経営体同士での耕作地についての話し合いを行い、可能な部分から、農地の集積・集約を推進する。用途を限定した栽培方法等、積極的なゾーニングを推進するため、交換や借地の借り換えなど、担い手による再集約を推進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
経営の拡大を図る中心経営体の認定農業者や法人に対し、農地中間管理機構を活用して、農地の流動化を促進する。将来的に中心経営体が営農継続が困難になった場合には、農地が荒廃化する前に農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への貸し替えを進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化や既存の老朽化した用排水路等の更新を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域の農業者後継者が育つ環境を作るとともに、地域内外から意欲的な経営体を募り、地域農業の担い手として育成する。その際には、地域、JAハイナン、市、農林事務所等、相談から定着まで切れ目のない支援に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる業務委託について、JAハイナンや最寄りの法人、企業等への委託も協議・検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①【鳥獣被害防止対策の取組方針】

有害鳥獣被害が減少してきた地区であるが、隣接地区では被害が発生している。今後、被害が増加する場合は、有害鳥獣対策については、地元猟友会と協力して駆除を進めるとともに、国や市の補助制度を活用し、電気柵の設置などによる防除に努める。

⑦【保全・管理等】

物価高騰による農業用機械を含めた資機材の整備について、国、県等の補助制度を効率的、効果的に活用しながら計画的に実施していく。優良な農環境を維持するため、多面的機能支払交付金制度を活用した「グリーンネット牧之原」や「平城グリーン活動組織」を中心に農地の保全管理に取り組むとともに、認定農業者等の地域農業者の意識を高める。